

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月20日

島根県知事 殿



提出者

住 所 出雲市小山町225番地

氏 名 中国電力ネットワーク株式会社

出雲ネットワークセンター

所長 柴田 研司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

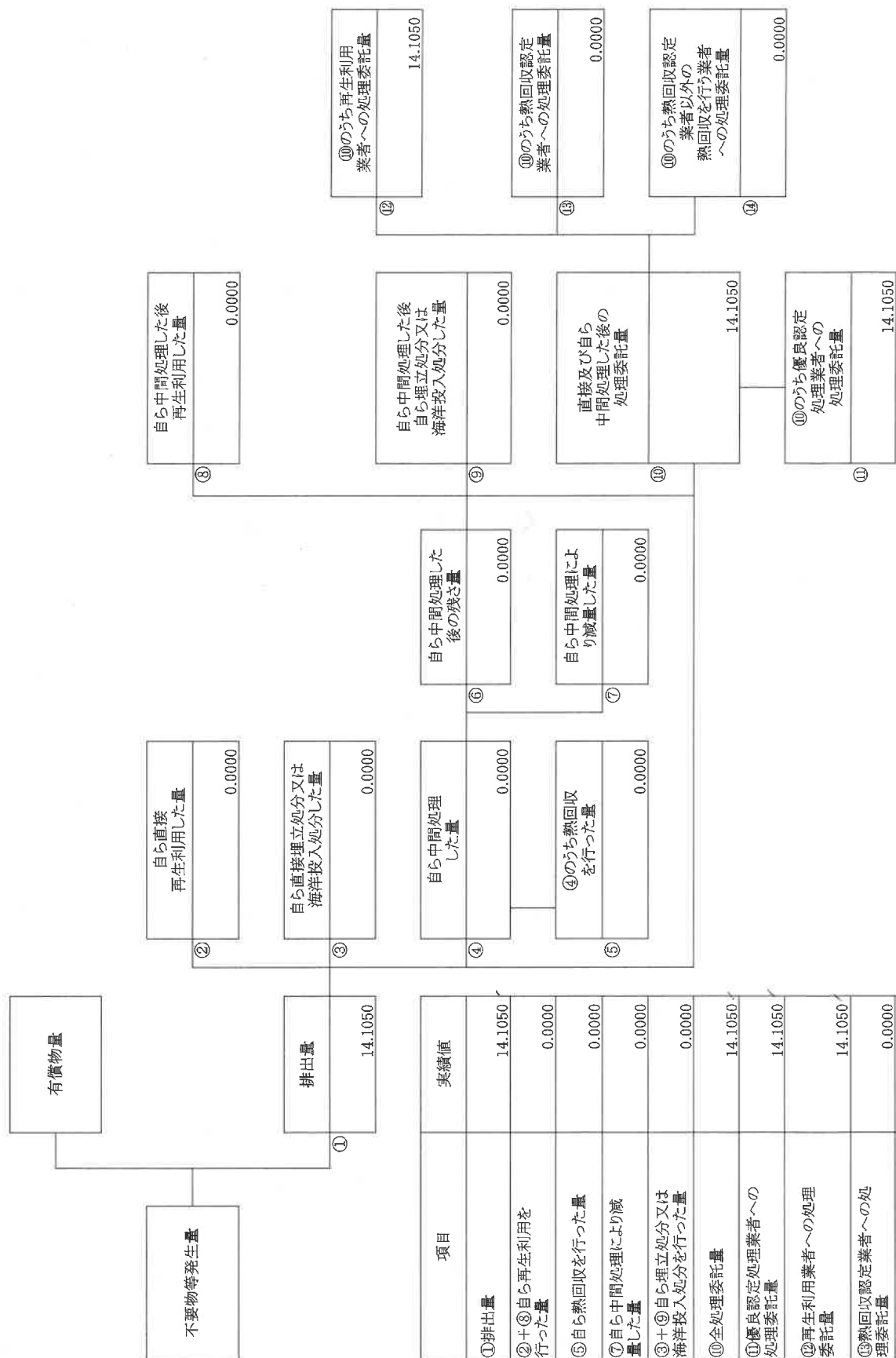
電話番号 0853-21-6108

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

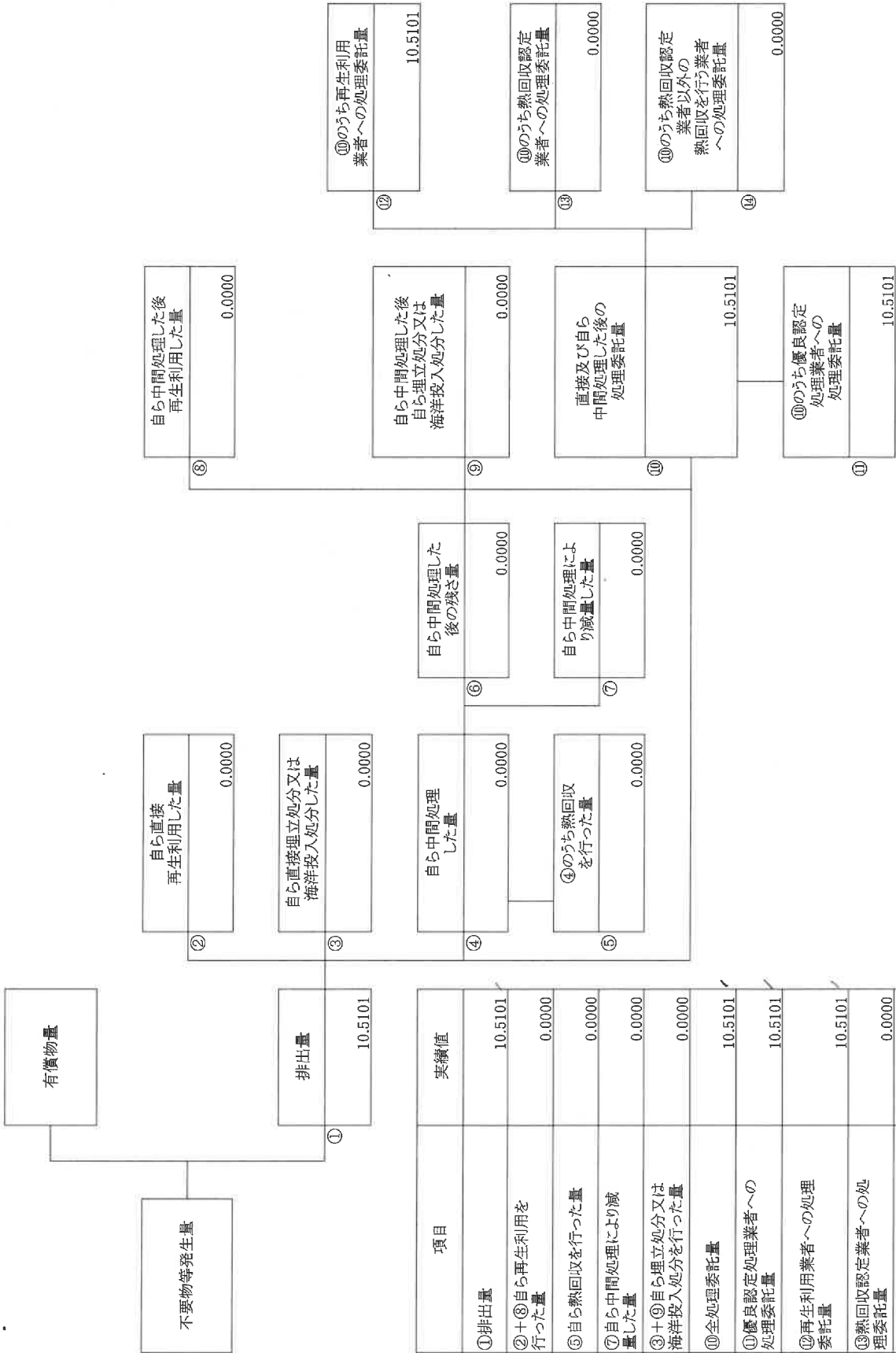
事業場の名称	①中国電力ネットワーク株式会社 出雲電柱置場 ②中国電力ネットワーク株式会社 大田電柱置場 ③中国電力ネットワーク株式会社 雲南電柱置場 ④中国電力ネットワーク株式会社 出雲ネットワークセンター		
事業場の所在地	①出雲市斐川町富村1031-1 ②大田市長久町稲用209-2 ③雲南市木次町下熊谷524-5 ④出雲市小山町225		
事業の種類	電気業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	√ 1524.68597t	全処理委託量	√ 1524.68597t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	√ 24.68597t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	√ 1524.59237t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t
※事務処理欄			

(産業廃棄物の種類: 廃プラ類)



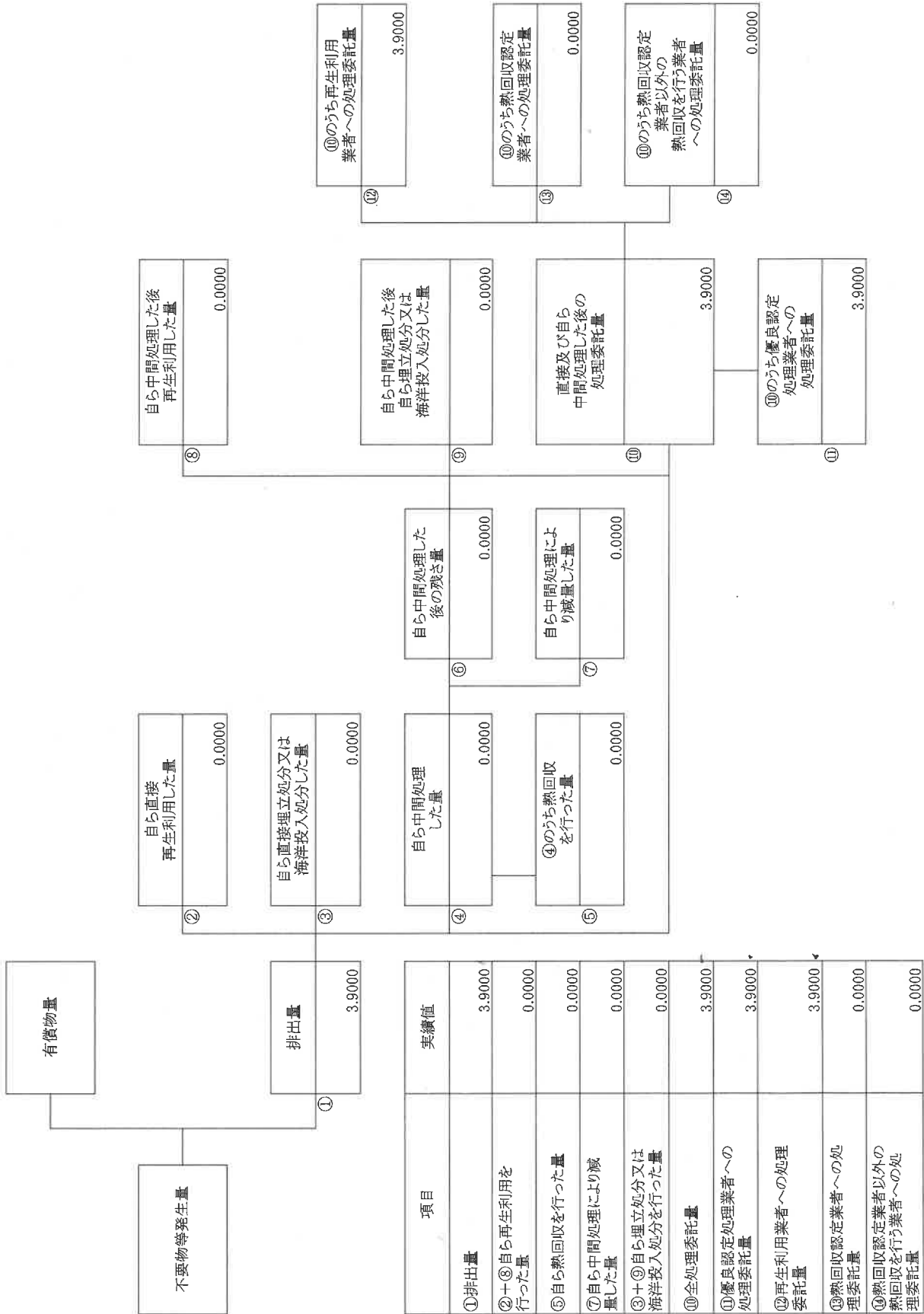
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：金属くず)



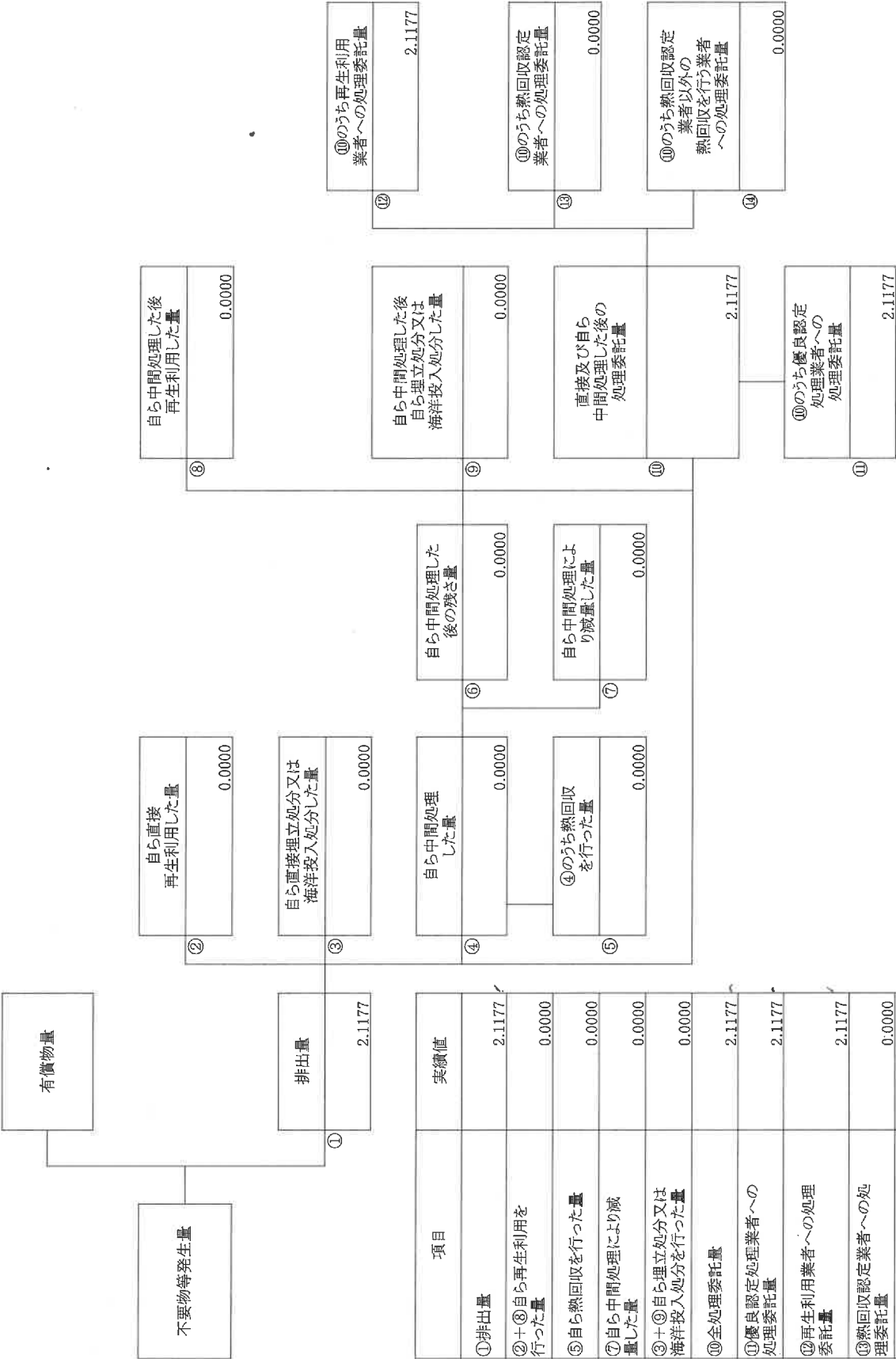
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:ガラスくず等)



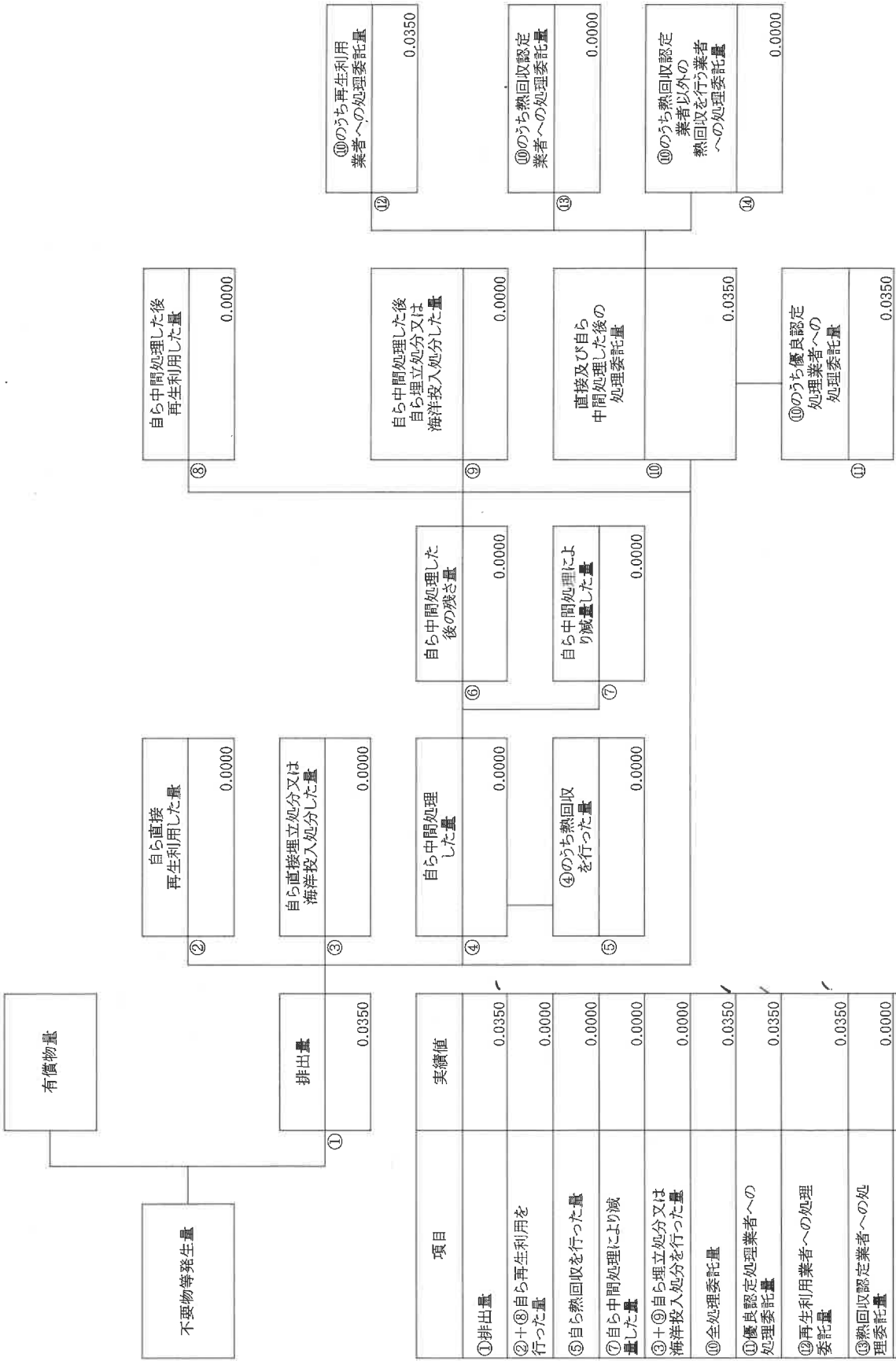
(産業廃棄物の種類・安定型混合廃棄物)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	2.1177
②+③自ら再生利用を行った量	0.0000
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000
⑩全処理委託量	2.1177
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.1177
⑫再生利用業者への処理委託量	2.1177
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0000

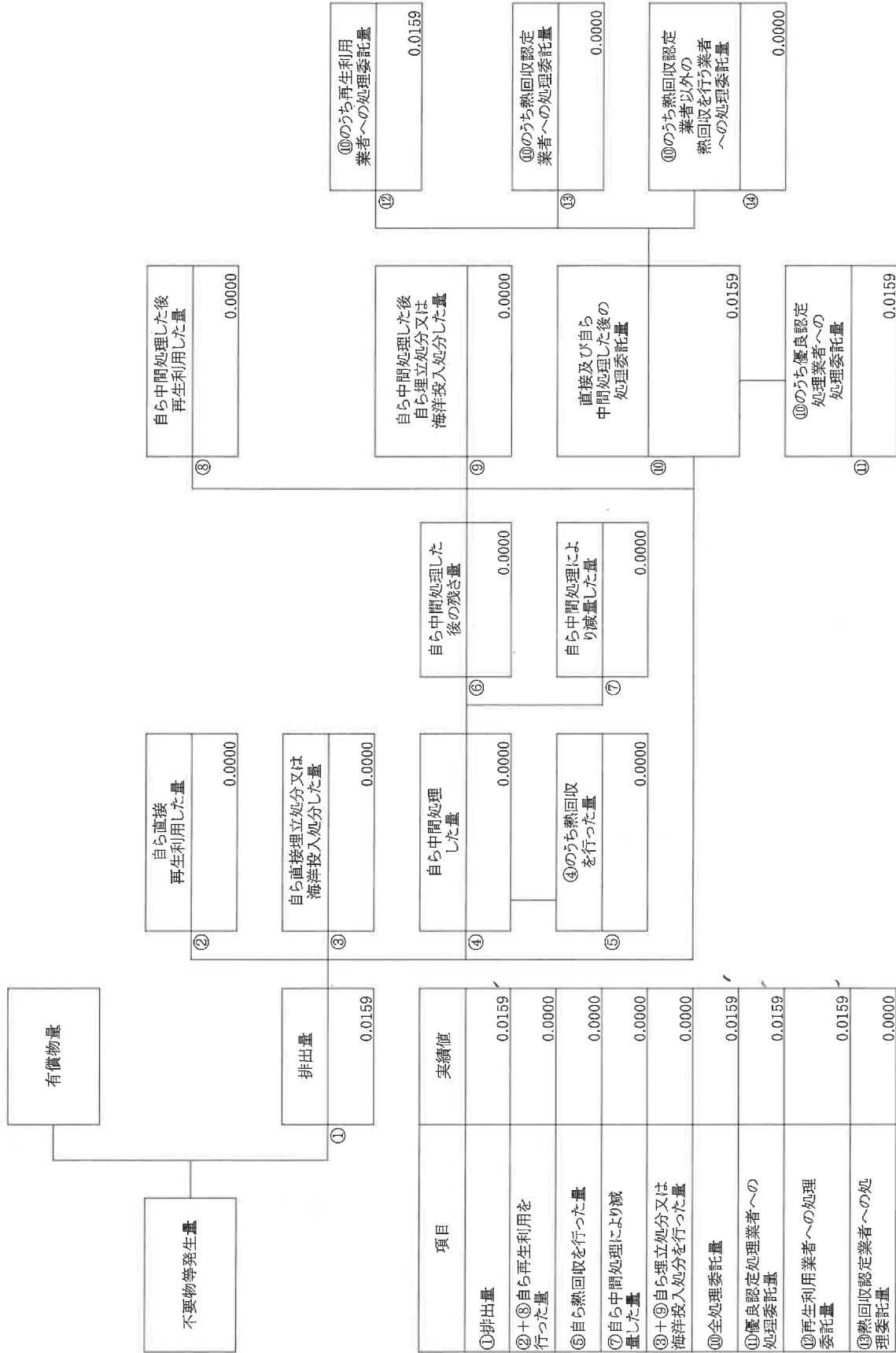
計画の実施状況
(産業廃棄物の種類: 廃電池類)



項目	実績値
①排出量	0.0350
②+④自ラ再生利用を行った量	0.0000
⑤自ラ熱回収を行った量	0.0000
⑦自ラ中間処理により減量した量	0.0000
③+④自ラ埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000
⑩全処理委託量	0.0350
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0350
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0350
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行った業者への処理委託量	0.0000

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：(水銀製品)照明機器)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。